

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	許容偏差	
		上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〇十三 略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局又は陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)であつて、陸上移動局の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔略〕	一〇〇	五〇
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局又は陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)であつて、陸上移動局の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔略〕	一〇〇	六二
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局又は陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)であつて、陸上移動局の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔略〕	一〇〇	七四
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十九条の六の	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改正前

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	許容偏差	
		上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〇十三 同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔十四 同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔同上〕	一〇〇	五〇
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔同上〕	一〇〇	六二
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものの送信設備	〔同上〕	一〇〇	七四
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第四十九条の六の	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

[十五 略]	[略]	[略]	[略]	十において無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信設備	一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七九
十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル5Gの無線局の送信設備	[略]	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	[略]	[略]	[略]	八七	七九
[十七〜二十 略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[2〜5 略]  
(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 [略]

[2〜7 略]  
8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三、四GHzを超え四、一GHz以下、四、五GHzを超え四、六GHz以下、二七GHzを超え二八、二GHz以下又は二九、一GHzを超え二九、五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

[一〜五 略]  
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、一、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用

[十五 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七九
[十六 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	一〇〇	七九
[十七〜二十 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

[2〜5 同上]  
(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 [同上]

[2〜7 同上]  
8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三、四GHzを超え四、一GHz以下、四、五GHzを超え四、六GHz以下、二七GHzを超え二八、二GHz以下又は二九、一GHzを超え二九、五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

[一〜五 同上]  
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三、四GHzを超え三、六GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

するものの受信装置

(1) 二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満(二、二九〇 MHz 以上二、四一〇 MHz 未満を除く。)	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値
陸上移動中継局 又は陸上移動局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 未満	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値

(2) 三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上三・三九 GHz 未満、三・六一 GHz 以上二・八 GHz 未満	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値
陸上移動中継局 又は陸上移動局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・八 GHz 未満	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値

〔七・八 略〕

九 二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下、三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G (四・六 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線局の受信装置

〔表略〕

注 1 基地局においては、二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下の周波数を使用する場合は周波数帯から二、二六〇 MHz 以上二、四四〇 MHz 以下を除き、三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、二六〇 MHz 以上四、二四〇 MHz 以下を除き、四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、三六〇 MHz 以上五、〇四〇 MHz 以下を除く。

注 2 二、三三〇 MHz を超え二、三七〇 MHz 以下の周波数を使用するものにあつては、周波数帯の項中「であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満」とあるのは、

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上三・三九 GHz 未満、三・六一 GHz 以上二・八 GHz 未満	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値
陸上移動局又は 陸上移動中継局	ア 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz 幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz 以上二・八 GHz 未満	任意の一 MHz 幅で(二)四七デシベル以下の値

〔七・八 同上〕

九 三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G (四・六 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局の受信設備

〔表同上〕

注 基地局においては、三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、二六〇 MHz 以上四、二四〇 MHz 以下を除き、四・五 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、三六〇 MHz 以上五、〇四〇 MHz 以下を除く。

「二二・七五 GHz 未満」と読み替えるものとする。

〔十 略〕

〔9 32 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数
〔略〕	〔略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備(第一項及び第五項並びに第二項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 3 四 略〕

五 空中線電力(次に掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて二、三三〇MHz を超え二、三七〇MHz 以下、三、四GHz を超え四、一GHz 以下又は四、五GHz を超え四、六GHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ハ ローカル5G(四、六GHz を超え四、九GHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線局の無線設備

ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるもの

ホ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)

ヘ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

ト シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

〔六 略〕

〔3 3 6 略〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHz を超え二、〇二五MHz 以下、二、三三〇MHz を超え二、三七〇MHz 以下又は三、四

〔十 同上〕

〔9 32 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数
〔略〕	〔略〕

2 〔同上〕

〔一 3 四 同上〕

五 空中線電力(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三、四GHz を超え四、一GHz 以下又は四、五GHz を超え四、六GHz 以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G(四、六GHz を超え四、九GHz 以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔六 同上〕

〔3 3 6 同上〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHz を超え二、〇二五MHz 以下又は三、四GHz を超え三、六GHz 以下の周波数の電波を

GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・三 略〕

四 空中線電力（前条第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二・〇一〇 MHz を超え二・〇二五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、二・三三〇 MHz を超え二・三七〇 MHz 以下又は三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

送信する電波の周波数	チャンネル間隔	周波数幅	漏えい電力
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二・三三〇 MHz を超え	五 MHz	四・五 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
二・三七〇 MHz 以下又は	一〇 MHz	九 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下	一五 MHz	一三・五 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル
	二〇 MHz	一八 MHz 幅	(一) 四八・二デシベル

4 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項に規定

送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

〔同上〕

〔一・三 同上〕

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル 5 G（四・六 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二・〇一〇 MHz を超え二・〇二五 MHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

六 〔同上〕

送信する電波の周波数	チャンネル間隔	周波数幅	漏えい電力
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

4 〔同上〕

する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。

〔二・七 略〕

5 第一項の基地局の無線設備のうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

〔一・六 略〕

6 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力（第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

一 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。

〔二・七 同上〕

5 第一項の基地局の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

〔一・六 同上〕

6 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコトレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を

〔三 略〕

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (kHz)	周波数幅 (kHz)	漏えい電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
〔略〕	〔略〕	〔略〕
二〇	一九・〇九五	(一) 四八・二
二五	二三・九五五	(一) 四八・二
三〇	二八・八一五	(一) 四八・二
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔2 略〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔表略〕

〔一・二 略〕

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力 (第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和) は、二〇〇ミリワット以下であること。

行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和) は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔三 同上〕

ホ 〔同上〕

チャンネル間隔 (kHz)	周波数幅 (kHz)	漏えい電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二〇	一九・〇九五	(一) 四八・二
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔2 同上〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔表同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 空中線電力 (シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・六 GHz 以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル 5 G (四・六 GHz を超え四・九 GHz 以下の周波数の電波を使用する場合に限る。) の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波 (空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を

〔二・ホ 略〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 送信設備の条件

〔イ・ロ 略〕

ハ 空中線電力は、次のとおりであること。

〔1〕 略〕

〔2〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 略〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第二項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第二項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の

行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 同上〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 同上〕

〔2〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔二・ホ 同上〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 〔同上〕

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア

九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五 略〕

〔4〕8 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九の二 〔略〕

〔2 略〕

3 陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔一 略〕

一 空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五 同上〕

〔4〕8 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九の二 〔同上〕

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一 同上〕

一 空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル5G(四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。)の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波(空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。)、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

[11]・四 四]

別表第二号（第6条関係）

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

[1～3 略]

4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、時分割複信方式を用いるもの

[(1)～(3) 略]

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

[ア～ウ 略]

エ チャンネル間隔が20MHzのもの（2330MHzを超え2370MHz以下又は3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。） 20MHz

[オ・カ 略]

[(5) 略]

[5 略]

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

(1) 第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備

[11]・四 四]

別表第二号（第6条関係）

第12 [同左]

[1～3 同左]

4 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ チャンネル間隔が20MHzのもの（3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。） 20MHz

[オ・カ 同左]

[(5) 同左]

[5 同左]

6 [同左]

(1) [同左]

<p>[ア～ウ 略]</p> <p><u>エ</u> <u>チャンネル間隔が 25MHz のもの</u> <u>25MHz</u></p> <p><u>オ～シ</u> [略]</p> <p>(2) 第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p><u>エ</u> <u>チャンネル間隔が 25MHz のもの</u> <u>25MHz</u></p> <p><u>オ</u> <u>チャンネル間隔が 30MHz のもの</u> <u>30MHz</u></p> <p><u>カ～シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて<u>ア</u>から<u>サ</u>までに定める値</p> <p>[(3)・(4) 略]</p>	<p>[ア～ウ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>エ～サ</u> [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>エ～コ</u> [同左]</p> <p><u>サ</u> キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に応じて<u>ア</u>から<u>ケ</u>までに定める値</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「」の傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 発	出 発
<p>別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一（1）関係）</p> <p>第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1・2 略]</p> <p>3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の3若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数帯</p> <p>ケ～ス [略]</p> <p>[(5)・(6) 略]</p> <p>[4～12 略]</p>	<p>別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一（1）関係）</p> <p>第一 [同左]</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の3若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>[ア～キ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>ク～シ [同左]</p> <p>[(5)・(6) 同左]</p> <p>[4～12 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。」</p>	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第一条の規定による改正前の無線設備規則（次項及び附則第四項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、第一条の規定による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の八の二の三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 4 この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四

十九條の六の十二、第四十九條の六の十三、第四十九條の八の二の三、第四十九條の二十九又は第四十九條の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。